【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年２月14日
【四半期会計期間】	第34期第３四半期(自　平成24年10月１日　至　平成24年12月31日)
【会社名】	株式会社極楽湯
【英訳名】	GOKURAKUYU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新 川 隆 丈
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目４番地
【電話番号】	03（5275）0580（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理部長 松 本 俊 二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目４番地
【電話番号】	03（5275）0580（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理部長 松 本 俊 二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期 第３四半期 連結累計期間	第34期 第３四半期 連結累計期間	第33期
会計期間		自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日	自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日	自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
売上高	(千円)	7,234,357	7,263,149	9,947,890
経常利益	(千円)	165,712	167,654	215,721
四半期（当期）純利益	(千円)	40,118	111,199	102,254
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	48,172	125,041	103,815
純資産額	(千円)	4,218,895	4,299,754	4,279,494
総資産額	(千円)	11,436,069	10,740,656	11,263,967
１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	3.79	10.50	9.65
潜在株式調整後１株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	―	10.47	―
自己資本比率	(%)	35.1	38.5	36.1

回次		第33期 第３四半期 連結会計期間	第34期 第３四半期 連結会計期間
会計期間		自　平成23年10月１日 至　平成23年12月31日	自　平成24年10月１日 至　平成24年12月31日
１株当たり四半期純利益金額	(円)	0.13	3.98

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．第33期及び第33期第３四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要により緩やかな持ち直しの兆しが見られたものの、欧州経済不安の長期化や新興国経済の減速に加え、衆議院の解散総選挙に向けた様々な思惑など不安定な状況が続きました。

温浴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向に加え多様なニーズへの対応がより一層求められる厳しく且つ難しい経営環境が続いており、競争は更に激化しています。

このような状況の中、当社におきましては、引き続きお客様に安心かつ安全に利用していただくための適切な衛生管理や設備管理の徹底に加え、お客様の来店頻度や店舗内施設利用頻度の向上を図るための“心からのおもてなし”によるサービス向上に努めてまいりました。また、お客様のニーズを的確にとらえた施策の実施や、メール会員制度など新たな訴求ツールの一層の活用による効果的な販促強化にも積極的に取り組んでまいりました。

また、中国上海市において準備を進めてまいりました海外第１号店となる『極楽湯 碧雲温泉館』は、平成25年２月６日に開店いたしました。安心かつ安全に利用していただけるレジャー施設として“極楽湯ブランド”を確立していきたいと考えております。

以上の結果、当第３四半期連結累計期間の連結業績は、売上高7,263百万円（前年同期比0.4%増）となりました。損益面につきましては、営業利益112百万円（前年同期比34.7%減）、経常利益167百万円（前年同期比1.2%増）、四半期純利益111百万円（前年同期比177.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第３四半期連結会計期間末における総資産は10,740百万円となり、前連結会計年度末に比べ523百万円減少しました。これは主に、現金及び預金の減少1,003百万円、建物及び構築物（純額）の減少341百万円、建設仮勘定の増加626百万円によるものであります。

負債合計は6,440百万円となり、前連結会計年度末に比べ543百万円の減少となりました。これは主に、長期借入金の減少215百万円、未払金の減少195百万円、短期借入金の減少100百万円によるものであります。

純資産合計は4,299百万円となり、前連結会計年度末に比べ20百万円の増加となりました。これは主に、利益剰余金の増加47百万円、為替換算調整勘定の増加８百万円、新株予約権の減少41百万円によるものであります。また、自己資本比率につきましては、38.5%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」という。）の導入について、以下のとおり平成18年５月26日の取締役会において、決議しております。

①基本方針の内容

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を直営店とフランチャイズ店により全国展開しており、「極楽湯」が地域社会における21世紀型のコミュニティーシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開をおこなってまいります。

具体的には、以下の５項目を基本方針として策定しております。

１．温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する

２．あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める

３．各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する

４．「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する

５．ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行なわれた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

②不適切な支配の防止のための取組み

[本プラン導入の目的]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等類型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決

断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、本プランを導入するものであります。

[本プランの内容]

＜本プランの適用の要件＞

本プランは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

(注) 1 「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年４月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注) 2 「議決権割合」とは、①特定株主グループが前記（注１）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記（注１）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注) 3 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

＜大規模買付ルールの内容＞

（ａ.必要十分な情報の提供）

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後５営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「１」乃至「６」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資す

るものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

１．大規模買付者及びそのグループに関する事項

２．当社株券等の取引状況

３．買付提案の買付条件

４．当社株券等の取得対価の算定根拠

５．資金の裏付け

６．当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下、「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

（ｂ.検討期間）

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行なうための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下のａ又はｂの期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければなら

ないものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後５営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「１」乃至「６」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

ａ．現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

ｂ．前記ａ以外の全ての大規模買付行為：90日間

（ｃ．買付提案が変更された場合）

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記ｂ．に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

（ｄ．大規模買付ルールが遵守された場合）

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

⑤ 最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上 売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

（ｅ．対抗措置の発動）

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若し

くは買付提案が、前項ｄ.の①乃至⑤のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

（ｆ．対抗措置の内容）

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

「新株予約権の概要」

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

① 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下、「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式１株につき１個の割合で本新株予約権を割り当てます。

② 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

③ 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

④ 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は１株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式１株当たりの払込金額は１円以上で当社取締役会が定める額とします。

⑥ 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

⑦ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑧ 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、２か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下、「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

⑨ 本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

⑩ 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

⑪ その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

② 【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数(株)(平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成25年２月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,529,000	11,529,000	大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)	単元株式数は100株であります。株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。
計	11,529,000	11,529,000	―	―

(注) 提出日現在発行数には、平成25年２月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年10月１日～平成24年12月31日	―	11,529,000	―	2,032,626	―	1,679,226

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　937,600	―	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式　10,589,700	105,897	同上
単元未満株式	普通株式　1,700	―	同上
発行済株式総数	11,529,000	―	―
総株主の議決権	―	105,897	―

（注）当第３四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町二丁目４番地	937,600	―	937,600	8.13
計	―	937,600	―	937,600	8.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成24年10月１日から平成24年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,274,583	2,270,954
売掛金	77,678	77,289
たな卸資産	※ 26,706	※ 48,387
繰延税金資産	39,317	39,622
その他	128,340	140,140
貸倒引当金	－	△5,000
流動資産合計	3,546,626	2,571,393
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,398,871	5,057,310
工具、器具及び備品（純額）	133,875	126,020
リース資産（純額）	21,168	11,193
土地	－	182,051
建設仮勘定	120,091	746,862
有形固定資産合計	5,674,008	6,123,437
無形固定資産		
リース資産	6,509	205
その他	77,121	75,115
無形固定資産合計	83,630	75,321
投資その他の資産		
投資有価証券	54,981	69,142
長期貸付金	125,602	114,003
繰延税金資産	366,733	367,456
敷金及び保証金	782,836	800,035
その他	641,009	621,327
貸倒引当金	△11,461	△1,461
投資その他の資産合計	1,959,702	1,970,503
固定資産合計	7,717,341	8,169,262
資産合計	11,263,967	10,740,656

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	266,568	294,003
短期借入金	400,000	300,000
1年内償還予定の社債	122,000	68,000
1年内返済予定の長期借入金	1,794,240	1,739,500
未払金	449,548	254,341
未払法人税等	78,875	64,639
賞与引当金	47,209	24,508
その他	703,316	768,397
流動負債合計	3,861,759	3,513,389
固定負債		
社債	64,000	30,000
長期借入金	2,423,100	2,262,250
退職給付引当金	65,894	74,025
資産除去債務	367,781	371,940
その他	201,938	189,296
固定負債合計	3,122,714	2,927,512
負債合計	6,984,473	6,440,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,032,626	2,032,626
資本剰余金	2,179,226	2,179,226
利益剰余金	338,190	385,841
自己株式	△466,918	△466,918
株主資本合計	4,083,124	4,130,775
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△15,460	△9,861
為替換算調整勘定	1,225	9,467
その他の包括利益累計額合計	△14,235	△393
新株予約権	210,605	169,371
純資産合計	4,279,494	4,299,754
負債純資産合計	11,263,967	10,740,656

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)
売上高	7,234,357	7,263,149
売上原価	6,552,025	6,606,776
売上総利益	682,332	656,372
販売費及び一般管理費	510,432	544,084
営業利益	171,899	112,288
営業外収益		
受取利息	8,397	7,591
受取家賃	12,514	14,068
協賛金収入	38,358	95,871
その他	21,731	19,128
営業外収益合計	81,001	136,659
営業外費用		
支払利息	76,402	53,031
その他	10,785	28,261
営業外費用合計	87,188	81,293
経常利益	165,712	167,654
特別利益		
新株予約権戻入益	1,481	49,447
固定資産売却益	41,499	－
特別利益合計	42,980	49,447
特別損失		
投資有価証券評価損	30,780	－
特別損失合計	30,780	－
税金等調整前四半期純利益	177,912	217,101
法人税、住民税及び事業税	143,168	115,491
法人税等調整額	△5,375	△9,589
法人税等合計	137,793	105,901
少数株主損益調整前四半期純利益	40,118	111,199
四半期純利益	40,118	111,199

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	40,118	111,199
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,337	5,599
為替換算調整勘定	△5,283	8,242
その他の包括利益合計	8,053	13,841
四半期包括利益	48,172	125,041
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	48,172	125,041
少数株主に係る四半期包括利益	―	―

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※　たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
商品	17,919千円	33,014千円
貯蔵品	8,786千円	15,373千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)
減価償却費	520,732千円	486,718千円

(株主資本等関係)

前第３四半期連結累計期間(自　平成23年４月１日　至　平成23年12月31日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年６月29日 定時株主総会	普通株式	63,547	6	平成23年３月31日	平成23年６月30日	利益剰余金

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第３四半期連結累計期間(自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年６月28日 定時株主総会	普通株式	63,547	6	平成24年３月31日	平成24年６月29日	利益剰余金

２．基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第３四半期連結累計期間(自　平成23年４月１日　至　平成23年12月31日)及び当第３四半期連結累計期間(自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日)

当社グループは、温浴事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第３四半期連結累計期間 (自　平成23年４月１日 至　平成23年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)
(１) １株当たり四半期純利益金額	3円79銭	10円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（千円）	40,118	111,199
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	40,118	111,199
普通株式の期中平均株式数（株）	10,591,325	10,591,325
(２) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	―	10円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	26,318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第５回新株予約権 379,000株 第６回新株予約権　95,000株 平成23年６月29日までに全て失効しております。 第13回新株予約権 900,000株 平成23年６月29日付で新たに発行しております。	第７回新株予約権 274,500株 第８回新株予約権 307,500株 平成24年６月29日までに全て失効しております。 第14回新株予約権 900,000株 平成24年６月28日付で新たに発行しております。

(注) 前第３四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年２月14日

株式会社極楽湯
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原　伸之　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	谷田 修一　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成24年10月１日から平成24年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成24年４月１日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。